

氏名(国籍)	シャザディ Z. M. アバシ コベール (パキスタン)		
学位の種類	博士 (国際政治経済学)		
学位記番号	博乙第1750号		
学位授与年月日	平成13年6月30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	国際政治経済学研究科		
学位論文題目	The Reform of the Industrial State-Owned Enterprises and its Impact on the Political-Administrative System in the People's Republic of China since 1978 (1978年以降の中国における国有企業の改革と政治行政システムへの影響)		
主査	筑波大学教授	博士(法学)	辻中 豊
副査	筑波大学教授	博士(法学)	波多野 澄雄
副査	筑波大学教授	Ph. D. (国際関係論)	赤根谷 達雄
副査	神戸大学教授	経済学博士	細野 昭雄

### 論文の内容の要旨

本論文は、1978年12月18日から22日にかけて行われた中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議（三中全会）決定にはじまる中華人民共和国（以下中国）における国有企業（State-Owned Enterprise）改革を主題とする。国有企業改革は、政治的指令にもとづく経済システムから一定範囲での市場自由化を伴う混合経済システムへの移行の中心をなすものである。

本論文は、本文約700頁（加えて注記、付録）からなる大著であり、2部構成をとっている。序論での問題提起の後、第1部では1978年以前の時期の政治行政システムに焦点を合わせ、共産党の組織構造とその政府、国有企業コントロール（1章）、国家代表組織構造と国有企業（2章）、国有企業とその内部組織構造（3章）が分析され、第二部では1978年以後の、法人（公司）システム、会社法、国有企業改革に焦点を当て、予備的考察（4章）、1978年以後の国有企業改革と法人制度の発展概観（5章）、国有企業の法人格の諸要素Ⅰ：国有企業の法人化手続きと権利義務関係（6章）、国有企業の法人格の諸要素Ⅱ：代表制原理と経営・所有コントロール構造（7章）、中国における法人制度の実際と運用（8章）、そして結論に至っている。

第一部の焦点である1978年の改革以前の時期において、国有企業は政治行政システムの統合的要素であったために、生産や生活の単位であるだけでなく、政治行政単位もしくは政治行政機関としての地位を保持していた。1978年の改革以後、国有企業はそうした地位を次第に失い、結果として中国の政府および政治行政システム自体が根本的な変容をきたすようになった。この変容は、国有企業の法的形態の変化、法的カテゴリーの拡張と適用の問題と関連し、それは中国における政治組織形式の基本として法による支配という枠組みの樹立へと連なる。法の支配が確立されることによって、中国共産党、国家政府、国有企業それぞれの領域に属する官僚間の役割、機能、権力の分化がもたらされたのである。

1978年以降の国有企業改革は確かに国有企業の市場機構への従属を推し進めた。しかし、本論文は、国有企業セクターの改革の最も肝要な要素は、市場自由化それ自体ではなく、国家による一連の制度的な枠組みの樹立であると主張する。つまり、法人（公司）制度の発展、具体的には1993年12月に始まる会社法の公布とその実施こそがポイントである。法人制度は、国有企業に、法に基づく商業法人（会社）としての、一定の権利義務、内部のガバナンス（企業統治）構造を付与する。同様に、この法人化した国有企業には、有限責任の会社（株式会社、

有限責任会社)という形式が適用され、国家以外の資本が投資することが可能になった。しかし、同制度の下でも、戦略的な産業分野では、企業集団の中核企業や国有資産経営会社を通じて資本投資における国家の排他的権利が維持され、その結果、戦略的産業での国家の所有権が保持されることになったのである。

法人制度の発展は、中国における国有企業改革の重要な要因であるに留まるものではない。それはまた、国有企業改革が中国の政府・政治行政システムにもつインパクトの大きさを説明するものである。つまり、法的形態、法的カテゴリーの国有企業への展開、さらに政治組織の基礎として、法の支配の確立を意味するからである。

本論文の第2部第4章から第8章は1978年以降の法人制度の発展に関する詳細な検討さらに1993年法人法における国有企業に付与された法人格の法的形式、その諸要素の検討にあてられ、最後に法人システムの現実的な運用における具体的様相も検討される。第1部第1章から3章でなされた中国の政府行政システム、共産党の制度、国家政府制度、国有企業制度というシステムの検討とこれは対応する。

以上のように、本研究において著者は、第1部と第2部をあわせ検討することによって、国有企業の法人化という改革が中国の政治行政システムを変容させ、それが政治行政システムという点における中国共産党、国家政府、国有企業の諸関係の再配置につながったことを、制度的実証的に解明しようとしている。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

これまで中国の国有企業の法人化問題について、特に1993年の会社法の意義について、法制度と政治経済システムの観点から、総合的かつ実証的に明らかにした学術的な研究は多くない。

本論文の第1の意義として、その方法的な観点から次の点が指摘できる。

本論文は、中国における国有企業および政府・政治行政システムに関する膨大な中国語文献に対する批判的検討に基づいている。1993年法に関連する多くの中国語法学研究文献や資料はごく最近に公刊されたか、入手可能になったものが多く、2000年末までの貴重な資料を駆使した本研究は、史料的にも貴重である。その依拠した法学的な文献の大部分は、著者によって英文に翻訳され体系化され、法人に関する英文解釈体系の観を呈している。

著者は、政治、法、経済の多領域に関連する主題に対して、学際的なアプローチを試みている。これまでの研究は、共産党を中心に政治行政システムに焦点をあてるか、特に中国の国有企業に関する実定法の詳細を述べるか、また企業の経済行動に力点をおくかといった一面的な研究がほとんどであった。その三局面に対して学際的でバランスのとれた接近をおこなうという点において本研究に比すべき研究を見出すことは難しい。

本論文の第2の意義として、その内容に関して次の点が指摘できる。

まず、著者が、中国における国有企業の法人化という問題と国有企業の市場自由化の手段化という問題を明確に区別したことである。筆者は、中国の国有企業改革の論理を詳細に検討し、1978年以後の国有企業と政府政治行政システム関係の変容の意義を示すのは、この法人化であって、国有企業の市場機構への従属ではないとするからである。著者の、法政治学的な視点において、共産党支配の永続の理論がここに潜むからである。

この論理の解明は詳細には以下のように展開される。

まず、国有企業の法人化の論理は、排他的な国家投資会社(企業集団および国有資産管理会社)という法人形式を説明することで明らかになる。排他的な国家投資会社こそが、国家の所有権が担保されるという意味において、国有企業改革のまさに中核部分である。市場機構が導入されても、この排他的な国家投資会社は、国家の所有権の永続を保障しているからである。

第8章において、著者はさらに国有企業を中心とした親企業—下請け(企業)システムについて詳細に論じている。このシステムを通じて、現在の法人システムは現実には、資本投資の混合構造を許容しながら、依然として国家所有権へ従属するシステムとして機能しているのである。この論理はまた、1999年における国有資産管理会社制度の導入においても同様である。

本論文の第3の意義として、その理論的含意に関して次の点が指摘できる。

国有企業の法人化は、単なる市場自由化の手段ではない。しかし、ここで実現した市場改革の様式は、中国の法、政府、政治行政にとって重要な含意を含んでいる。

筆者が主張する最も重要な理論的なポイントは、国有企業改革があくまでも国家主導の指向性を有していること、国家が採用した市場化の改革を含む国有企業改革における法的手段は、なお国家行政法などの公法的性格を保持していることである。筆者によれば、国家指令的で公法性を有した市場志向経済改革の性格は、F.A. ハイエクやリチャードA. ポスナーなどのアングロ・アメリカ的な理論と矛盾するものである。後者の理論では、国家と市場は相互に対立するものとして把握され、市場に基礎をおいた経済秩序は私法を中心とする法体系との結合が強調された。また同様に現在の国際政治経済学的な研究も、市場の浸透が国家制度を脆弱にするという議論を行っているがそれとも矛盾するものである。こうした欧米の議論の潮流とは裏腹に、中国での市場志向化は国家の指揮のもとに、国家および政府、政治行政（共産党）の権力や権限の強化を伴っているという点を明らかにしたことは、理論的に見ても興味深い。

他方で、本論文の限界として、次の点が指摘できる。

著者は、国有企業改革の影響を、法・政治的関係の中で把握しようとし、それに成功しているが、他方で、こうした改革に伴う経済的なインパクトや社会的なそれについては必ずしも十分展開されていない。しかし経済社会的なインパクトが、筆者の立論である国家および政府、政治行政の権力の強化という命題に影響を与える可能性がある。同様に、国有企業の法人化の政治行政システムへの影響を制度的に分析しているものの、政治動態的分析が十分なされていないわけではない。これらの点に関しては、さらなる実証的検討と理論的な精緻化が今後の課題として残されている。

以上のように、本研究は、中国における国有企業改革に関して、明確な法・政治制度的な構造を抽出するのみならず、これらの点を論証すべく、種々の法制度資料、統計データ、文献資料によってその検証を試みたものであり、同主題に関して、極めて体系的かつ包括的な研究であり、高い実証性を有している。

総じて本論文は、1978年以後の中国の国有企業改革に関して、とりわけ1993年の会社法の意義に関して明確な論点を提示し、それを体系的に分析し実証したものであり、当該分野についての研究に新しい境地を開拓したものである。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。